

エネルギー価格高騰対策

交通事業者支援給付金

趣旨

電気・ガス等のエネルギー価格高騰による影響を受けている交通事業者に対し、事業継続を支援するため、給付金を支給します。

支給条件

1. 市内に本社があること
2. 確定申告又は市民税・県民税の申告をしていること
3. 令和4年度及び令和5年度の市税等に滞納がないこと
4. 給付金の受給後も事業活動を継続する意欲があること

給付金額

区分	タクシー、運転代行			高速・貸切バス
台数	1～5台	6～10台	11台～	—
金額	10万円	20万円	30万円	100万円

申込期間

令和5年 **12** 月 **1** 日から **12** 月 **28** 日まで

※当日消印有効

提出書類

- ①給付金支給申請書
- ②申告に関する書類の写し※
個人: 令和4年分確定申告書又は令和5年度市民税・県民税申告書類等
法人: 直近事業年度分の法人市民税の確定申告書
- ③対象者車両等の車検証の写し
- ④業種別営業許可証等の写し

※令和5年度十和田市エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金の申請時に添付している場合は省略可

申込み・問合せ先 十和田市農林商工部商工観光課

〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号
TEL: 0176-51-6773 FAX: 0176-22-9799 E-mail: shokokanko@city.towada.lg.jp

業種別営業許可証等の写し

○タクシー

- ・一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可証等の写し

○運転代行

- ・自動車運転代行業の認定証等の写し、随伴用登録車両の台数とナンバーが確認できる書類(保険契約証書等)の写し

○高速・貸切バス

- ・一般乗合旅客自動車運送事業に係る許可証、事業計画(路線)等の写し
- ・一般貸切旅客自動車運送事業に係る許可証等の写し

よくある質問(Q & A)

- Q. 支給対象事業を複数営んでいます。それぞれの対象事業の分を受給することはできますか。
- A. 複数営んでいる場合は、対象事業のうち最も金額の大きい給付金額を支給します。ただし、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業を営む事業者にあっては、各給付金額を合計した額を支給します。
- Q. 市内と市外に営業所がありますが、市外の営業所の車両も対象になりますか。
- A. 市内の本社や営業所等を使用の本拠とする車両のみが対象になります。
- Q. 以前、中小企業者向けのエネルギー一価格高騰対策事業者支援給付金を受給しましたが、今回も申請できますか。
- A. 申請可能です。
- Q. 現在休業していますが、対象となりますか。また、休車車両は対象になりますか。
- A. 申請時点で営業していなければ対象となりません。また、エネルギー一価格高騰対策を目的としているため、休車車両は対象になりません。